

平成29年度 施策評価シート

基本目標	V	区民と区が協働で「すみだ」をつくる
政策	530	世界の平和を願い、人権を尊重するまちをつくる
施策	531	人権教育・啓発を進める
施策の目標	区民や区内の事業者が人権に対しての知識や意識を高め、人権尊重の考え方が浸透した社会となっています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「日常生活で差別がある」と思う区民の割合									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標					38.0%					35.0%
実績	41.1%									
指標名	「人権が尊重されている社会である」と思う区民の割合									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標					75.0%					78.0%
実績	73.4%									

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移 (千円)	
<p>いまだに様々な人権問題が発生しており、最近ではインターネット上の人権侵害が増加するなど、人権を取り巻く状況は複雑化・多様化している。</p> <p>区、区民、事業者、関係団体等が連携しながら、社会状況の変化等により生じる新たな課題を含めた様々な人権課題に取り組む必要がある。</p>	H28	66,676
	H29	
	H30	

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	平成28年度は啓発冊子「人権感覚」を作成するなど、人権啓発の普及啓発に努めている。

4 今後の施策の運営方針

評価	施策の戦略的方向性
	(1) 優先的に資源投入を図る。
○	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
社会状況の変化等により生じる新たな課題を含めた様々な人権課題に取り組む必要がある。	
【今後の具体的な方針】	
オリンピック・パラリンピックの開催をひとつの契機と捉え、オリンピズムの根本原則の普及など、人権啓発に取り組む。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	施策への関連性	目的に対する指標		直近の評価内容
				年度目標値	推移	評価結果
				年度実績値		評価対象年度
1	墨田区いじめ問題調査委員経費	0	当該事象発生の際に、早期に対応する。	0	→	現状維持
				0		平成28年度
2	人権・同和対策事業	1,748	関連団体との連携により、区民への人権尊重の普及啓発が効果的に進めることができる。	73.4%	→	改善・見直し
				73.4%		平成28年度
3	社会福祉会館事業	64,928	乳幼児から高齢者まで幅広い世代が利用できる施設であり、社会福祉会館を維持管理し、施策の推進を図る。	73.4%	→	改善・見直し
				73.4%		平成28年度
3						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

平成29年度 事務事業評価シート

施策	策 531	人権教育・啓発を進める	部内優先順位					
事務事業	墨田区いじめ問題調査委員会経費					1		
事業概要	【根拠法令】 いじめ防止対策推進法、墨田区いじめ防止対策推進条例 いじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」の教育委員会における調査報告について、区長がその事態への対処または再発防止のため必要があると認めるときは、重大事態調査の結果について調査する。					主管課・係（担当）		
						人権同和・男女共同参画課 人権同和担当		
						03-5608-6322		
施策への 関連性	・必要に際し、「重大事態」の報告結果について調査する。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	・当該事案については、発生しないことが望ましく、万一発生の際は重要となる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	・墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき、区が実施する必要性がある。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	墨田区いじめ問題調査委員会開催数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		0		目標 実績	0 0	0	0	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 実績	0	0	0	0	0	0
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	・墨田区いじめ防止対策推進条例に基づく、墨田区いじめ問題調査委員会規則で定めている。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	当該事案の発生				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		0		目標 実績	0 0	0	0	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 実績	0	0	0	0	0	0
指標の選定理由及び目標値の理由								
・目標年度による成果指標の設定になじまない。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	0							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 執行実績なし				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須で裁量余地なし				
判断理由					
・ 墨田区いじめ防止対策推進条例に明記されている。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
・ 墨田区いじめ防止対策推進条例に明記されている。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
・ 墨田区いじめ防止対策推進条例に明記されている。					
中間・最終年度の講評	・ 墨田区いじめ問題調査委員会の開催実績はないが、事案が発生した場合は墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき、速やかに対応を図る。				
今後の方向性	・ 事案が発生した場合は墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき、速やかに対応を図る。				

平成29年度 事務事業評価シート

施 策	531	人権教育・啓発を進める	部内優先順位					
事務事業	人権・同和対策事業					2		
事業概要	【根拠法令】 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・人権啓発推進法）、人権教育・啓発に関する基本計画、東京都人権施策推進指針、墨田区人権啓発基本計画に基づき人権教育・啓発を進める。 ・すべての人の人権が等しく尊重される地域社会をめざし、人権教育・啓発に取り組む。 ・人権擁護委員会等の関連団体との連携を強化し、人権尊重の普及啓発に取り組む。					主管課・係（担当）		
						人権同和・男女共同参画課 人権同和担当		
						03-5608-6322		
施策への 関 連 性	・関連団体との連携は、人権尊重の普及啓発を効果的に進めることができる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	インターネット上の人権、外国人の人権等、人権侵害に関わる問題は跡を絶たず、「部落差別解消推進法」（平成28年12月施行）や「ヘイトスピーチ解消法」（平成28年6月施行）の趣旨を踏まえ、新たな法の整備に対し、市区町村における地域の特性に応じた対応が求められている。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） すべての人々の人権が等しく尊重される地域社会をつくるためには、区民一人ひとりが正しく人権問題を理解し、行動することが重要である。そのためには、区が区民、事業者や人権擁護委員会、人権啓発センターなどの人権啓発に取り組む団体と連携し、人権教育・啓発に取り組んでいく責務がある。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	各種人権啓発活動				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31	
		17	37	目 標	17	17	17	
				実 績	17			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	17	17	17	17	17	17
	実 績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	・区民等が、人権に対しての知識や意識を高め、人権尊重の考え方が浸透した地域社会を目指すため、各種人権啓発活動を行う。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	「人権が尊重されている社会」と思う区民の割合				単 位	%
最終目標値		目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31		
78.0		37	目 標	73.4	73.4	73.4	73.4	
			実 績	73.4				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標		75.0	75.0	75.0	78.0	75.0	78.0	
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
・区が取り組む各種人権啓発活動の成果として、墨田区基本計画に掲げる区民の割合を指標とした。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,748							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
1. 人権侵害に関わる事象は跡を絶たず、人権啓発に係る区民や事業者等への啓発事業の継続性は意義があり必要性が高い。 2. 新たな法の整備に対応すべく重要性は高い。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
1. 人権教育・人権啓発推進法において、地域の実情を踏まえた施策を積極的に推進することが定められている。 2. 長期的な取組として継続的に実施していく必要性が高い。		5	5	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
1. 人権関連団体との連携による、効果的な取り組みを行っている。 2. 事業に掛かる経費は、必要最小限に抑えている。					
中間・最終年度 の講評	平成28年度は啓発冊子「人権感覚」を作成し、人権啓発の推進に努めている。				
今後の 方向性	今なお様々な差別事象が存在していることから、人権尊重の普及啓発を継続する。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	531	人権教育・啓発を進める	部内優先順位					
事務事業	社会福祉会館事業					3		
事業概要	【根拠法令】墨田区社会福祉会館条例、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等 ・区民の福祉増進と人権啓発の住民交流の拠点として、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が利用できる施設である。同和相談、人権講演会をはじめ、各世代を対象とした事業を実施している。 ・人権・同和問題に対する理解を深めるため、人権フェスティバル、きねがわスタンプラリー、などのイベント、各種講座、人権研修への講師派遣などを実施している。					主管課・係（担当）		
						社会福祉会館		
						03-3619-1051		
施策への関連性	施策を推進するために、さまざまな人権啓発事業を実施することで、区民の人権意識の向上を図る。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	・乳幼児から高齢者まで幅広い世代の方にご利用いただいております。地域の福祉増進の拠点となっている。 ・平成26年度の人権意識調査において「人権が侵害された経験」の回答が20%あり、継続した人権啓発が必要である。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、慣習、文化、性別、肌の色等の違いを認め合う人権尊重の考え方の浸透を図る必要がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 同和相談や人権啓発事業等、人権に関わる内容であるため代替は難しい。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基 準 年(H28)	H29	H30	H31	
		9,800	37	目 標	9,000	9,000	9,100	9,200
				実 績	8,311			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	9,300	9,400	9,500	9,600	9,700	9,800
	実 績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	・区民等が、人権に対する知識や意識を高め、人権尊重の考え方が浸透した地域社会を目指すため、各種人権啓発活動を行う。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	「人権が尊重されている社会」と思う区民の割合				単 位	%
最終目標値		目標年度	基 準 年(H28)	H29	H30	H31		
78.0		37	目 標	73.4	73.4	73.4	73.4	
			実 績	73.4				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標		75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	78.0	
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
・区が取り組む各種人権啓発活動の成果として、墨田区基本計画に掲げる区民の割合を指標とした。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	64,928							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕施設の老朽化に伴う維持管理費増				

1 必要性・妥当性	
区民ニーズの有無	ある
代替可能性の有無	不十分
区が実施すべき強い理由があるか	ある

判断理由
 1. 事業へのニーズは高く、多くの参加がある。 2. 人権啓発事業の実施は、自治体の責務であり人権に対する啓発活動を推進して行くことが重要である。 3. 事業を休止・中止した場合、人権啓発が図られず、区民福祉への影響が大きい。 以上のことから引き続き区民の福祉向上や人権・同和問題に対する啓発事業、相談事業を行うことの意義があり必要性は高い。

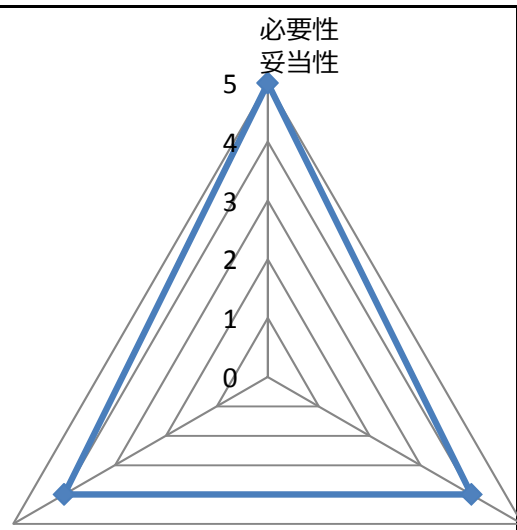
2 有効性・適格性	
事業の目的が施策に合致しているか	合致している
指標は目標値を満たしているか	成果指標のみ満たしている
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある

判断理由
 1. 事業は施策目標を達成するため適切な手段であり、東京都立皮革技術センター、産業・教育資料室きねがわ、東京都人権啓発センター、皮革・油脂関連組合、地域町会等と連携した事業も実施している。 以上の理由から、事業に対する適格性・有効性は高い。

3 効率性・経済性	
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある

判断理由
 1. 東京都立皮革技術センターや東京都人権啓発センターなどと連携し、より効率的に事業展開している。
 2. 事業にかかる経費を最小限に抑えている。
 3. 人権啓発事業であるため受益者負担には馴染まない。
 以上の理由から、概ね効率的に運営されている。

中間・最終年度の講評	地域のコミュニティ施設及び人権啓発の拠点としての役割を果たしている。
今後の方向性	老朽化が進んでいるため今後の在り方について慎重に検討を進める。



効率性 経済性	有効性 適格性	必要性 妥当性	評価結果
4	4	5	4

改善・見直しの上継続